

平成30年4月1日
北九州市

共済証紙の購入について

1 共済証紙購入の原則

受注者は、請負工事に係る建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象予定労働者数及び当該労働者の就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数の共済証紙を購入すること。（対象には当該工事の下請業者の労働者を含む）

2 1による購入が困難な場合の共済証紙購入の考え方

就労予定日数等の的確な把握が困難な場合は、裏面の「共済証紙購入の考え方」記載の方法によって算出した共済証紙代金を下回らない額の共済証紙を購入すること。

3 建退共対象者に係る報告書等の提出（当初）

受注者は、請負工事（予定価格が250万円以下の軽微な工事を除く。以下同じ）について工事契約締結後1か月以内に、次の書類を工事監督課に提出すること。ただし、建退共対象者がいない場合は、その理由を示した①「建退共対象者に係る報告書」及び（注2）記載の書類を提出すること。

- ①「建退共対象者に係る報告書（当初）」
- ②「掛金収納書（契約者が発注者へ）」

4 建退共対象者に係る報告書等の提出（工事完成時）

受注者は、請負工事（軽微な工事を除く）について工事完成時まで、次の書類を工事監督課に提出すること。

- ① 建退共対象者に係る報告書（完成時）」
- ② 「共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済証紙貼付状況報告書」
- ③ 当初に提出した後に追加購入した「掛金収納書（契約者が発注者へ）」

（注1）他工事等で余った証紙を使用する場合は、証紙の購入履歴のわかる「共済証紙受払簿（写し）」を提出すること。

（注2）建退共対象者がいない場合は、下記に示す書類を提出すること。

- ①建退共以外の退職金制度を利用している場合

自社退職金制度の規約の写し、又は建退共以外の退職金制度加入証明書の写し

- ②退職金制度を一切利用していない場合

建退共未利用理由の申出書（工事監督課に原本、契約担当課に写しを提出のこと）

共済証紙購入の考え方

(1) の証紙購入率表に基づいて、請負工事の証紙購入率を選定するとともに、(2) の請負工事における労働者の建退共加入率を算定し、(3) の計算方法によって、共済証紙代金を算出し、その代金を下回らない額の共済証紙を購入すること。

(1) 証紙購入率表

| 請負金額 (千円) | | 1,000 以上 10,000 未満 | 10,000 以上 50,000 未満 | 50,000 以上 100,000 未満 | 100,000 以上 500,000 未満 | 500,000 以上 |
|-----------|---------|-----------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|
| 土 | 舗装 | 3.5/1000 | 3.3/1000 | 2.9/1000 | 2.3/1000 | 1.7/1000 |
| | 橋梁等 | 3.5/1000 | 3.2/1000 | 2.8/1000 | 2.1/1000 | 1.6/1000 |
| | 隧道 | 4.5/1000 | 3.6/1000 | 2.8/1000 | 2.1/1000 | 1.9/1000 |
| | 堰堤 | 4.1/1000 | 3.8/1000 | 3.1/1000 | 2.5/1000 | 1.8/1000 |
| 木 | 浚渫・埋立 | 3.7/1000 | 2.8/1000 | 2.7/1000 | 1.9/1000 | 1.7/1000 |
| | 上記以外の土木 | 4.1/1000 | 3.6/1000 | 3.1/1000 | 2.3/1000 | 1.8/1000 |
| 建築 | 住宅 | 4.8/1000 | 2.9/1000 | 2.7/1000 | 2.2/1000 | 2.0/1000 |
| | 非住宅 | 3.2/1000 | 3.0/1000 | 2.5/1000 | 2.1/1000 | 1.8/1000 |
| 設備 | 住宅設備 | 4.8/1000 | 2.9/1000 | 2.7/1000 | 2.2/1000 | 2.0/1000 |
| | 非住宅設備 | 3.2/1000 | 3.0/1000 | 2.5/1000 | 2.1/1000 | 1.8/1000 |
| | 屋外の電気等 | 2.9/1000 | 2.1/1000 | 1.8/1000 | 1.4/1000 | 1.1/1000 |
| | 機械器具設置 | 2.2/1000 | 1.7/1000 | 1.4/1000 | 1.1/1000 | 1.1/1000 |

※ 請負金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(2) 請負工事における労働者の建退共加入率

$$\text{請負工事における労働者の建退共加入率} = \frac{\text{請負工事における予定建退共対象労働者数}}{\text{請負工事における予定総労働者数}} \times 100 (\%)$$

(3) 共済証紙代金の計算方法

$$\text{共済証紙代金} = \text{請負金額} \times \text{請負工事の証紙購入率} \times \frac{\text{請負工事における労働者の建退共加入率} (\%)}{70\% (\text{証紙購入率表の想定建退共加入率})}$$

○ 建設業退職金共済制度の活用について

- 北九州市発注工事の受注者は、自ら雇用する建退共の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付してください。
- 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進してください。

○ 建退共に関する問合せ先

建退共福岡県支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館内

Tel (092) 477-6734 Fax (092) 477-6740